平成２７年（フ）第３１７号
大分市大字中戸次4312番地の１
債務者　大塚キヌ子
１　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７号
福岡県八女市室岡1302番地25　Ｃ－１
債務者　草場　伸二
１　決定年月日時　平成27年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第２４２号
鹿児島県いちき串木野市冠嶽11326番地
債務者　冷水　慎一
１　決定年月日時　平成27年10月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２４３号
鹿児島県いちき串木野市冠嶽11326番地
債務者　冷水　留美
１　決定年月日時　平成27年10月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２７７号
鹿児島県鹿児島市易居町５番27号（ＶＩＶＡＣＥ36　302号）
債務者　西　　晶稔
１　決定年月日時　平成27年９月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目15番11―64号
債務者　金井美代子
１　決定年月日時　平成27年９月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３２２号
鹿児島県鹿児島市東郡元町18番34号（菊花寮）
債務者　大山　昭代
１　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第７９号
北海道小樽市富岡２丁目13番５号　ドエル・ヴィスタ202号
債務者　杉本　末子
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１６８号
長野県安曇野市穂高4507番地
債務者　小田村英司
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４２号
岐阜県可児市今渡2704番地　シャローム201、前住所岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣1594番地３
債務者　井上　　正
１　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２９号
高知県須崎市池ノ内1003番地２（前住所　高知市種崎148番地８）
債務者　土居　美嶺（旧姓髙畠）
１　決定年月日時　平成27年10月１日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第３１５号
大分市大字奥田444番地の１（ＩＶＥＮＡＩＪ－Ｉビル　102）
債務者　後藤由紀恵
１　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１９７号
石川県かほく市内高松マ48番地１
債務者　神保　智子
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２９号
金沢市木曳野１丁目49番地、従前の住所金沢市寺中町29街区23番地（従前々の住所）石川県加賀市別所町漆器団地６番地の14
債務者　山根　満男
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１号
山梨県富士吉田市上吉田4204番地の４　小林ビル第一302
債務者　**来**原　智輝
１　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
兵庫県朝来市和田山町土田36―４、住民票上の住所兵庫県神戸市東灘区御影本町８丁目10番21号
債務者　前田　幸彦
１　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
兵庫県豊岡市中央町４番24号
債務者　赤木　政子
１　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係